

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2021-69491(P2021-69491A)

【公開日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2021-021

【出願番号】特願2019-196397(P2019-196397)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月25日(2021.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面に遊技領域を有する遊技パネルと、

前記遊技領域の上方にあって該遊技領域内に打ち込まれた遊技球が通りうる第1球通路部と、

該第1球通路部の終端部に設けられていて該第1球通路部を通った遊技球が衝突しうる球當て部と、

前記第1球通路部から落下する遊技球を受けて下方に案内する第2球通路部と、

前記遊技パネルに形成された開口部の周縁に取り付けられるセンターフレームと、

を有する遊技機において、

前記センターフレームは、

分離可能な複数個のフレームパーツで形成され、

前記複数個のフレームパーツの夫々には、前記遊技パネルの前面側にネジで取り付けるための取付孔を有する取付部が形成されており、該複数個のフレームパーツが前記遊技パネルの前面側に取り付けられることで前記開口部の内側に遊技球が侵入することを抑止可能であり、

前記複数個のフレームパーツのうちの特定のフレームパーツには、前記球當て部に当たって跳ね返る遊技球を受けて該遊技球を前記第2球通路部側に落下させうる跳ね球受部が設けられており、

さらに、前記複数個のフレームパーツは、電気的な部品を有しない無配線構造のフレームパーツと、電気的な部品を有する有配線構造のフレームパーツとに分類され、

前記特定のフレームパーツは、前記有配線構造のフレームパーツが前記遊技パネルに取り付けられた状態で前記遊技パネルの前面側から着脱可能に前記遊技パネルに配置されるようにし、

該特定のフレームパーツは、電気的な部品を有しない前記無配線構造のフレームパーツであり、

さらに前記特定のフレームパーツは、ネジ用の前記取付孔を有する取付部が少なくとも前記跳ね球受部を挟んで前記第2球通路部の反対側に形成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の目的を達成するため本発明は、

前面に遊技領域を有する遊技パネルと、

前記遊技領域の上方にあって該遊技領域内に打ち込まれた遊技球が通りうる第1球通路部と、

該第1球通路部の終端部に設けられていて該第1球通路部を通った遊技球が衝突しうる球當て部と、

前記第1球通路部から落下する遊技球を受けて下方に案内する第2球通路部と、

前記遊技パネルに形成された開口部の周縁に取り付けられるセンターフレームと、

を有する遊技機において、

前記センターフレームは、

分離可能な複数個のフレームパーツで形成され、

前記複数個のフレームパーツの夫々には、前記遊技パネルの前面側にネジで取り付けるための取付孔を有する取付部が形成されており、該複数個のフレームパーツが前記遊技パネルの前面側に取り付けられることで前記開口部の内側に遊技球が侵入することを抑止可能であり、

前記複数個のフレームパーツのうちの特定のフレームパーツには、前記球當て部に当たって跳ね返る遊技球を受けて該遊技球を前記第2球通路部側に落下させうる跳ね球受部が設けられており、

さらに、前記複数個のフレームパーツは、電気的な部品を有しない無配線構造のフレームパーツと、電気的な部品を有する有配線構造のフレームパーツとに分類され、

前記特定のフレームパーツは、前記有配線構造のフレームパーツが前記遊技パネルに取り付けられた状態で前記遊技パネルの前面側から着脱可能に前記遊技パネルに配置されるようにし、

該特定のフレームパーツは、電気的な部品を有しない前記無配線構造のフレームパーツであり、

さらに前記特定のフレームパーツは、ネジ用の前記取付孔を有する取付部が少なくとも前記跳ね球受部を挟んで前記第2球通路部の反対側に形成されている

ことを特徴とする。